

都道府県喀痰吸引等研修事業

- 都道府県において、介護保険や障害者関係の施設・事業所で、喀痰吸引等業務を行う介護職員を養成。
 - ・実施主体：47都道府県（事業委託可）
 - ・事業内容
 - （1）研修事業（省令で定める第1号・第2号研修、第3号研修）
 - （2）その他の事業
 - ・都道府県「研修実施委員会」設置促進事業
 - ・指導者育成事業 等
 - ・補助率：1／2（国1／2、都道府県1／2）
 - ・「セーフティネット支援対策等事業費補助金」

喀痰吸引等指導者講習事業

- 都道府県で実施する研修の講師（医師、看護職員）を養成。
 - ・実施主体：国（公募により委託事業として実施）

- 医師
- 看護職員（保健師、助産師又は看護師）

- 一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。
- 二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。

【法：附則第8条第1項】

【省令：附則第11条第1項】

法附則第8条第1項第2項の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。

【施行通知：第5-1-(3)】

以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことがのぞましい。

【第1号・第2号研修】

- 平成22年度指導者講習の修了者
- 平成23年度指導者講習の修了者
- 「医療的ケア教員講習会」修了者

【第3号研修】

- 平成23年度指導者講習の修了者